

令和7年6月19日  
遠軽町条例第16号

遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

遠軽町長 佐々木修一

### 遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例

遠軽町議会委員会条例（平成17年遠軽町条例第214号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1） 総務・文教常任委員会 8人

ア 総務部の所管に属する事項

イ 教育委員会の所管に属する事項

ウ 会計管理者の所管に属する事項

エ 選挙管理委員会の所管に属する事項

オ 監査委員の所管に属する事項

カ 公平委員会の所管に属する事項

キ 他の常任委員会の所管に属さない事項

（2） 民生・経済常任委員会 7人

ア 民生部の所管に属する事項

イ 経済部の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

（3） 広報広聴常任委員会 7人

議会の広報広聴に関する事項

第7条第2項中「8人」を「7人」に改める。

第8条第1項中「議員は」の次に「、第2条第1号及び第2号に規定する常任委員会の」を加え、同条第3項中「、議会運営委員」を「及び議会運営委員」に改める。

第19条を次のように改める。

（委員会の公開）

第19条 委員会は、原則これを公開する。

2 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付票に記入しなければならない。ただし、議員にあってはこの限りでない。

3 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1） 凶器その他危険なものを持っている者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 示威のための旗等を持っている者
  - (4) 前各号に定める者のほか、委員長が委員会の秩序維持のため必要があると認めた者
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により委員会の進行を妨害しないこと。
  - (2) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をしないこと。
  - (3) その他委員長の指示に従うこと。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 6 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後に到来する任期の初日から施行する。